

後期高齢者医療制度

問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111 (内215・257)

保険料について

平成27年度後期高齢者医療保険料の確定通知を7月中旬に郵送します。

▽保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \text{(賦課限度額57万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{45,761円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等-33万円)×9.00\%} \\ \hline \end{array}$$

所得の低い方や、後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険の被扶養者だった方の保険料は、減額して計算されます。

▽保険料の納め方

《特別徴収》

年金額が年間18万円以上であり、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方は、年金から天引きされます。

※ 年度の途中で転入し、75歳になった方などは、一定期間特別徴収となりません。

《普通徴収》

口座振替や納付書で個別に納付していただきます。

保険料の納付月（☆が納める月です。）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	☆		☆		☆		☆		☆		☆	
普通徴収				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	

▽保険料の支払方法の選択

特別徴収（年金からの天引き）に替えて、「口座振替」による普通徴収を選択することができます。希望される方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

※ 確定申告などで社会保険料控除の適用になる方は、振替の口座名義人です。

▽口座振替の手続き

預金通帳、通帳印、保険証をお持ちのうえ、金融機関または住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きをしてください。

保険証の更新について

現在、使用している保険証の有効期限は、7月31日です。

このため、8月1日から使用できる保険証を7月中旬から簡易書留郵便で郵送します。

▽保険証の色が、「オレンジ色」から「若草色」に変わります。

▽保険証は、有効期限を過ぎると使用できませんので、8月1日以降に医療機関などで受診されるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

※ 期限が切れた保険証は、8月以降役場へお越しの際に返却していただくか、ご自分で破棄していただいても構いません。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在、減額認定証をお持ちで、平成27年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、更新の手続きは不要です。7月下旬に減額認定証を送付します。